

みどり市パブリックコメント手続実施要綱の運用方針

(目的)

第1条 この告示は、市の基本的な政策形成過程においてパブリックコメント手続を実施するため必要な事項を定め、市民の市政への参画と公正性及び透明性の高い行政運営を目指すことを目的とする。

【解釈】

- ☆ パブリックコメント手続とは、行政の意志決定に際し、幅広く市民の意見を求め、市政に反映する仕組みであり、市の考え方を公表することで、政策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上が図れる手続です。
- ☆ この手続は、あくまでも政策等の素案の内容をより良いものにするために、市民から意見を募集し、意思決定するための参考とするもので、賛成・反対の各意見の多さで意思決定の方向を判断する住民投票のような制度ではありません。この手続においては、多数意見も少数意見も一意見として扱います。
- ☆ 計画等の策定にあたって設置している委員会や審議会等との立案では、これまで委員会や審議会等の意見だけが情報源でしたが、この手続により、情報収集源の拡大や多様性が図られ、一般の市民からも幅広い意見をいただけるようになります。

(定義)

第2条 「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民等からの意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

3 「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【解釈】

「実施機関」

- ☆ 市政の基本的な政策等は各行政機関において策定されるものであり、立案の趣旨・目的・案の内容などに関する説明責任は各行政機関が担うものです（審議会等の附属機関は除く）。
- ☆ 監査委員、公平委員会及び固定資産税評価審査委員会は審査機関という性格上、施策等を策定することが考えられないため、議決機関である議会とともに、この要綱の実施機関から除きます。なお、水道事業管理者及び競艇事業施行者等は、市長としての実施機関に含まれます。
- ☆ 教育委員会等で議会の議決を要する条例等についての実施機関は、地方自治法第149条の規定により条例の提案権は市長に属するので、市長となります。

☆ この条をはじめこの要綱に規定する「実施機関」の事務は、その計画等の所管（課・局・室）が行います。

「市民等」

☆ 本市に在住・在勤・在学者、在事務所、納税義務者、利害関係者を「市民等」と定義し、パブリックコメント手続の「意見等を提出できるもの」とします。

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- （1）市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- （2）市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃
- （3）市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則又は指導要綱等の制定又は改廃
- （4）市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- （5）前各号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの

【解釈】

☆ 行政の効率性を考えるとすべての施策などについて、この手続を実施することは困難であるため、具体的な案件がこの手続を取るべき対象であるかどうかについては、個別の計画の性格や内容等に応じて実施機関（計画内容を熟知する各部局）がこの手続の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負います。

（1）市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃

「行政手続条例」「情報公開条例」など事務事業を執行管理する上で全ての実施機関に関わる制度を対象とします。「部設置条例」「職員の給与に関する条例」など行政内部のみに適用されるものは、対象としません。

（2）市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃

地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当します。

- 市民がある行為をしようとする場合に市が許可を行うもの
- 基準に違反した場合に市が改善命令等を行うもの
- 公益の利益を害する行為を禁止するもの
- 権利を制限する対象等が限定されている場合も、原則として対象とする
《みどり市公共物使用等に関する条例》《みどり市自然環境保全条例》など

「（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）」については、地方自治法第12条で「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。」となっており、これに倣い市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）、国民健康保険税等の賦課徴収並びに保険料、分担金、使用料、手数料及び料金の徴収に関するものは除きます。

税等について、パブリックコメントを実施した場合、（健全な財政運営、受益者負担等の観点からの政策論議がされたとしても）負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことはパブリックコメントの制度の趣旨に合致しないことから、制度の適切な運営が期待できません。これらについては、審議会等の専門的な機関で検討されることが適当であると考えられます。

(3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則又は指導要綱等の制定又は改廃

《みどり市ごみ及び家電等の不法投棄禁止条例》

→ 市長、市民、事業者の責務やごみ及び家電等の投棄及び散乱を防止するため、必要な事項について定めるもの。

《みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例》

→ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市長、市民、事業者の責務や廃棄物排出の抑制、処理に関し必要な事項を定めるもの。

(4) 市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定

「市の基本的な政策を定める計画」については、市の政策の基本方針、基本事項を定める計画などをいい、「個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画」については、環境や福祉、都市計画等の行政分野ごとの基本的な計画をいいます。その名称については基本構想、プラン、方針など特に問いません。

事業実施計画等、個別の事業を実施する上での計画は成熟度が高く、実務レベル的なものであることから手続の対象とせず、この計画の基本となる基本計画等の段階で手続を実施するものとします。

《総合計画、地域福祉計画、スポーツ振興計画 等》

(5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの

《市の基本的な方向性を定める憲章や宣言等の策定や改廃》

《不特定多数の者が利用する公共施設の整備に係わる基本的な計画の策定や変更》

→事業の性格等（広く市民等を対象とするものか）を考慮の上、手続の実施を判断するものとします。

(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この告示の規定は適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令等に同等な手続が定められているもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの
- (4) 実施機関が行う資金貸付、補助金、手当等の金額に関するもの
- (5) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

【解釈】

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、パブリックコメント手続に伴う所要期間の経過により、政策等の効果が損なわれるなどの理由で、パブリックコメント手続を経る余裕がない場合をいいます。具体的には、災害など緊急に対応する必要がある場合などに限られます。

「軽微なもの」とは、制度の基本的な事項の変更を伴わない場合（引用法令名の変更や条ずれ等）の場合をいいます。

(2) 法令等に同等な手続が定められているもの

法令等の定めにより、縦覧、公聴会等の実施が義務付けられている場合などをいいます。

→都市計画法に基づく都市計画の原案作成段階における公聴会の開催、都市計画の案の縦覧時における意見書の提出制度

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

<参考>：地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(4) 実施機関が行う資金貸付、補助金、手当等の金額に関するもの

パブリックコメントはその施策等の趣旨について実施するもので、資金貸付、補助金等の金額に関して実施するものではありません。

(5) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

法令等の定めにより、全国一律の基準が適用される場合をいいます。

→「みどり市市税条例」の個人市民税の課税標準の規定に関すること

(案及び資料の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に該当するもの（以下「政策等」という。）を策定しようとするときは、意思決定をする前の適正な時期に当該政策等の案を様式第1号により公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成する背景、目的及び理解を深めるための資料の公表に努めるものとする。

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 政策等の事務を所管する課並びに総務課、大間々市民生活課及び東市民生活課に備え置き、閲覧に供すること。

(2) 市ホームページに掲載すること。

(3) その他実施機関が必要と認める方法

【解釈】

「意思決定をする前の適正な時期」

☆ 原則として政策等の素案ができた時期をいいます。

☆ 審議会等がある場合、政策等の素案ができた時期にパブリックコメント手続を実施し、審議の参考とするため提出された意見等の情報を審議会等に報告します。原則として審議会答申前にこの手続を実施するものとしします。

「理解を深めるための資料」

☆ 該当する資料としては以下のようなものが考えられます。

- ・ 政策等の素案または概要及び実施機関の考え方
- ・ 政策等の立案の過程、根拠法令
- ・ 政策等の実施に要する経費の概要

- ・ 政策等の実施に伴い予測される影響の程度、範囲

「公表する方法」

☆ 公表は、以下の方法で行います。

- ・ 実施担当課及び実施担当課以外の各庁舎(総務課、大間々市民生活課、東市民生活課)での閲覧
- ・ 市ホームページ掲載
- ・ その他実施機関が必要と認める方法

☆ 「その他実施機関が必要と認める方法」としては、以下のようなものが考えられ、案件に応じて適切な手段を用い、手続の実施について市民等への周知に努めます。

- ・ 公民館等の公共施設での公表
- ・ 報道機関への情報提供
- ・ 説明会等での公表

(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第2項に掲げる資料(以下「政策等の案等」という。)を公表する前に、次に掲げる事項を広報みどり及び市ホームページへの掲載等の方法により、当該パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の公表方法

【解釈】

☆ 予告は、原則として広報みどり及び市ホームページに掲載することとし、公表の概ね1か月前までに行うこととします。

☆ その他の予告方法としては、以下の手段が考えられ、案件に応じて適切な方法で市民周知に努めます。

- ・ 公民館等の公共施設での掲示
- ・ 全戸回覧
- ・ LINEでの情報発信

☆ 市民への事前周知として、毎年度当初に当該年度の予定案件を広報及びホームページに掲載します。

(意見等の提出期間及び提出方法)

第7条 意見等の提出期間は、1か月を基準とする。

2 意見等を提出しようとする市民等は、様式第2号を参考に意見等並びに住所及び氏名を明記した文書を、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参の方法により、実施機関に提出するものとする。

【解釈】

「意見等の提出期間」

☆ 意見等の提出期間は、その期間を長くした場合、寄せられる意見が多くなる反面、計画等の策定に迅速性を欠くことが想定されるため、市民等が意見を提出するために必要と判断され

る時間等を勘案し、原則として「1か月」を基準とします。

「意見等並びに住所及び氏名を明記した文書」

- ☆ 意見等の提出には必要事項が記載されていれば様式は問いません。参考として様式第2号意見提出書を用意します。
- ☆ 意見の提出にあたっては、市民の責任ある対応として、住所、氏名の明記を求めるとします。
- ☆ 意見を明確に把握するという観点から、書面等記録を残せる方法によることとし、電話・口頭での意見は不可とします。
- ☆ 郵便・FAX・電子メールによる提出先は、実施担当課としますが、直接持参による提出については実施担当課及び実施担当課以外の各庁舎（総務課、大間々市民生活課、東市民生活課）においても受け付けることとします。
- ☆ 提出された意見等が無記名によるものは、原則として手続に含めないこととします。

（意見等の処理）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方、また政策等の案を修正したときは、その修正内容を併せて様式第3号により公表するものとする。ただし、みどり市情報公開条例（平成18年みどり市条例第8号）第11条に規定する公開してはならない情報に該当するものは除くものとする。

3 前項の規定に基づく公表の方法は、第5条第3項を準用する。

【解釈】

- ☆ 実施機関は、意見等の提出期間終了後速やかに政策等の意思決定を行い、第2項に係わる手続の結果を概ね2か月以内に公表するものとします。
- ☆ 類似の意見が多数あった場合は、事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど公表方法を整理、工夫をして公表します。
- ☆ 「意見等」は公表が原則ですが、不適切な事項については、その計画等の実施担当部長の判断と説明責任のもとにその全部又は一部を公表しないこととします。
- ☆ 結果の公表は、以下の方法で行います。
 - ・実施担当課及び実施担当課以外の各庁舎（総務課、大間々市民生活課、東市民生活課）での閲覧（閲覧期間：結果公表後1か月）
 - ・市ホームページ掲載（掲載期間：5年）
 - ・その他実施機関が必要と認める方法

（実施責任者）

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、各部局等に手続実施責任者を置くものとする。

【解釈】

- ☆ 政策等の策定過程を的確に把握することができる実施担当課・局・室の（課・局・室）長を「手続実施責任者」とします。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、常時パブリックコメント手続の運用状況を取りまとめ、市ホームページへの掲載等の方法によりこれを公表するものとする。

【解釈】

☆ 「予告・意見募集中の案件・実施結果」を市ホームページで随時更新します。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定めることができる。